



ALPS OUTDOOR SUMMIT 2025 アウトドアメーカー出展概要・公募用

すぐそばに、北アルプスがある。
アウトドアを存分に楽しめるフィールドが広がる。
そんな最高の場所「松本」で、
アウトドアを盛り上げるALPS OUTDOOR SUMMITの
仲間になりませんか？

LOVE CRAFTMANSHIP.

北アルプスの玄関口であり豊かなフィールドが広がり、古くからクラフトの街である長野県松本市。アウトドアメーカーのクラフトマンシップに焦点を当てたイベントがALPS OUTDOOR SUMMITです。出展する各社が、研究し使いやすさや美しさ、クラフトマンシップを極めたギアを通じて、アウトドアの素晴らしさ、ワクワク感、環境との共生を伝えていきます。



2.当イベントについて

Vision of AOS ～松本をアウトドアの聖地へ～

本イベントは、一般社団法人ALPS OUTDOOR SUMMIT(以下AOS)が提案するアウトドアコンテンツの一つとして開催するもので、アウトドアメーカー、メディアをメインターゲットに、アウトドアのコアファンも満足できるイベントです。

昨年第2回目を開催。第1回をアップデートし、「山に、感謝。」というテーマを設け、山を意識したイベントを構成しました。

松本は、北アルプスの玄関口であり自然豊かなフィールドが街のそばに広がるという地の利があります。海外を見ても空港や駅からこんなにすぐに名峰を含むアウトドアフィールドに行ける場所はありません。AOSでギアを購入して、すぐにフィールドで試すことも可能です。

アウトドア業界の低迷、メーカー同士の横の繋がりが薄いこと、注目されるべきブランドにスポットが当たっていないことに、少しでもこのイベントがお役に立てればと僥倖ながら考えています。この2年で、メーカー同士のコラボや海外販路の創出にも繋がっています。

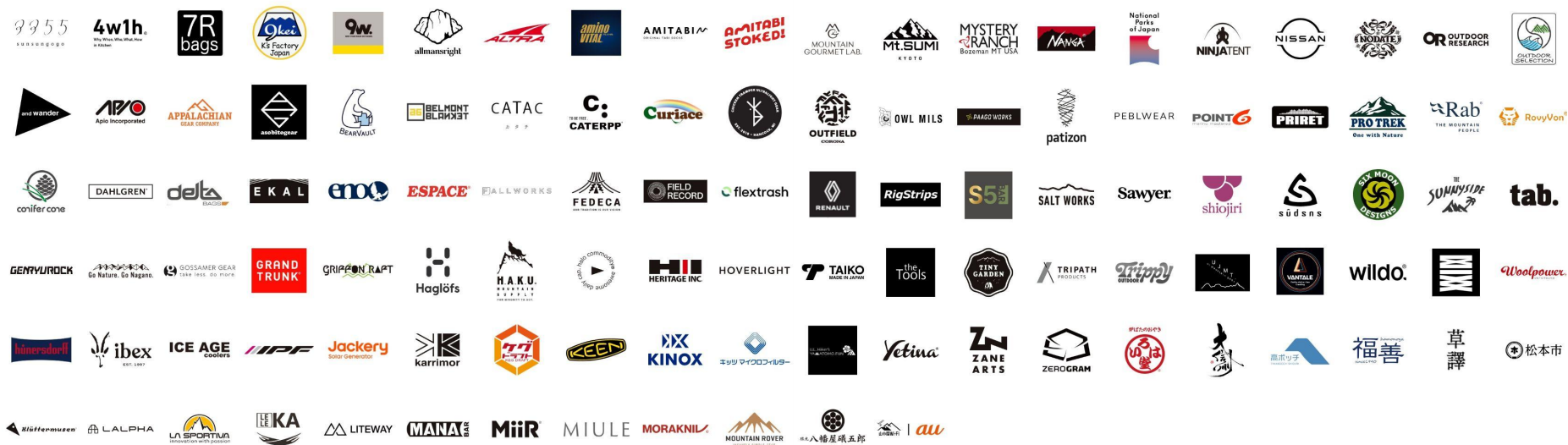
”自然を楽しむ工夫”であるギアを始めとしたコンテンツを生み出すメーカーや、アウトドアビジネスの活性化は、アウトドア文化に育てられる人類にとって必要不可欠であると考えます。私たちはAOSを既存のアウトドア展示会やイベントとは一線を画す内容の濃さで、繋がりがビジネスを生み出し、アウトドア業界の未来を創出するようなイベントにしていきます。

【なぜ松本か？】

開催地松本は、北アルプスの玄関口であり自然豊かなフィールドが街のそばに広がる地の利があります。そして、古くより「クラフト」と「クラフトマン」を生み出してきた「ものづくり」の街だからこそ、キャンプや登山ギアのクラフトマンシップに焦点を当てたこのイベントが、MATSUMOTOの名を世界に羽ばたかせるきっかけになると考えています。



3. 2024年出展ブランド | 出展ブランド数:111ブランド



4. 2024年イベントの様子 | 入場者数:16,000人(10/6,7の一般日のみ) プレス数:約50社 出展ブランド数:111ブランド



4. 2024年イベントの様子 | 入場者数:16,000人(10/6,7の一般日のみ) プレス数:約50社 出展ブランド数:111ブランド



4. 2024年イベントの様子 | 入場者数:16,000人(10/6,7の一般日のみ) プレス数:約50社 出展ブランド数:111ブランド



4. 2024年イベントの様子 | 入場者数:16,000人(10/6,7の一般日のみ) プレス数:約50社 出展ブランド数:111ブランド



5. 2025年開催概要

イベント名

ALPS OUTDOOR SUMMIT 2025(アルプスアウトドアサミット)

主催

一般社団法人 ALPS OUTDOOR SUMMIT

開催日時

2025年10月4日(土)・5日(日)10:00~18:00
※10月3日(金)は搬入/設営 13:00-
※オープニングパーティー検討中

今年は2日間の開催となります

入場券

【入場券】大人(中学生以上)

- ・前売り 1day 1,500円 2days 2,500円(松本塩尻安曇野市民は1day 1,000円 2days 1,500円)
- ・当日券 1day 2,000円 2days 3,000円(松本塩尻安曇野市民は1day 1,500円 2days 2,000円)
- 小学6年生以下:無料 ※いずれも税込

来場目標

20,000人

会場

やまびこドーム(〒390-1131 長野県松本市空港東9036-4)

展開内容

出展ブース(展示・物販など)、屋外エリア(展示・体験など予定)
ワークショップ、フード、体験型施策

公式サイト
公式SNS

<https://alpsoutdoorsummit.jp/>

Instagram

Twitter



【協賛】KDDI株式会社、株式会社Jackerly Japan、株式会社アスピア、
味の素株式会社、株式会社小石興業、株式会社サンプロ、
松本信用金庫、信濃毎日新聞、甲信アルプスホーム株式会社、
株式会社ヤマサ、日本生命保険相互会社、株式会社Change Consulting
医療法人峰瑛会、サントリー株式会社、アルピコホールディングス、
白馬観光開発株式会社（順不同）

【後援】長野県、松本市、塩尻市、安曇野市、長野県観光機構、松本商工会議所、
塩尻商工会議所（順不同）

【協力】株式会社松本山雅、TOY BOX

山活しようよ。

登る。歩く。眺める。撮る。遊ぶ。学ぶ。

味わう。泊まる。山の楽しみ方は 十人十色。

山を愛するひと、みんな仲間。

昨年「山に、感謝。」という合言葉を掲げ、山関連のメーカー様やコンテンツを増やしイベントを開催しました。

北アルプスの玄関口である「松本」でこのイベントを開催する意味合いを増すことができたと考えています。今年も昨年から更にアップデートし、広義での「山を楽しむ活動」のためのメーカーブースや、山活真っ最中の方のステージ、その他コンテンツで会を充実させていきます。是非ご参加下さい。一緒に松本とアウトドア業界を盛り上げましょう。



8. コンテンツ

1 | メーカーのクラフトマンシップを知る出展ブース

クラフトマンシップを極めた国内外のメーカーが集結し、フィロソフィを伝え、拘りが詰まったプロダクトの展示や物販を行います。

自社店舗を持たないメーカーにとっては、普段直接コミュニケーションが取れない顧客と直接会話でき、マーケティング活動も含んだ場となります。昨年同様「山寄り」になります。

3 | アウトドアカルチャーが集うミニブース

ドーム内の外周エリアには出展が珍しいガレージメーカーや、クラフトマンシップに溢れた飲料や食品メーカーが集合します。

5 | 子供も大人も楽しめるワークショップや体験会

自然を楽しむアートやクラフト制作、焚き火などのワークショップを開催。クラフトマンシップを楽しみながら体験していきます。

2 | アウトドアファンのテンションを上げるトークセッション

「山活」を切り口としたステージが充実。メーカーのトップデザイナー、山小屋など山の現場で従事する方々、アウトドア文化人やインフルエンサーのトークショーを行います。

4 | 世界的フィールド松本、北アルプスの魅力を伝える

アウトドアファンが憧れる北アルプスのお膝元松本で開催されるALPS OUTDOOR SUMMIT。その松本の周辺には乗鞍や上高地、白馬などの北アルプスの山々や、キャンプにうってつけのフィールドが広がります。この地域の魅力を伝えるコンテンツを様々ご用意致します。

6 | クラフトマンシップにあふれたフード&ドリンクエリア

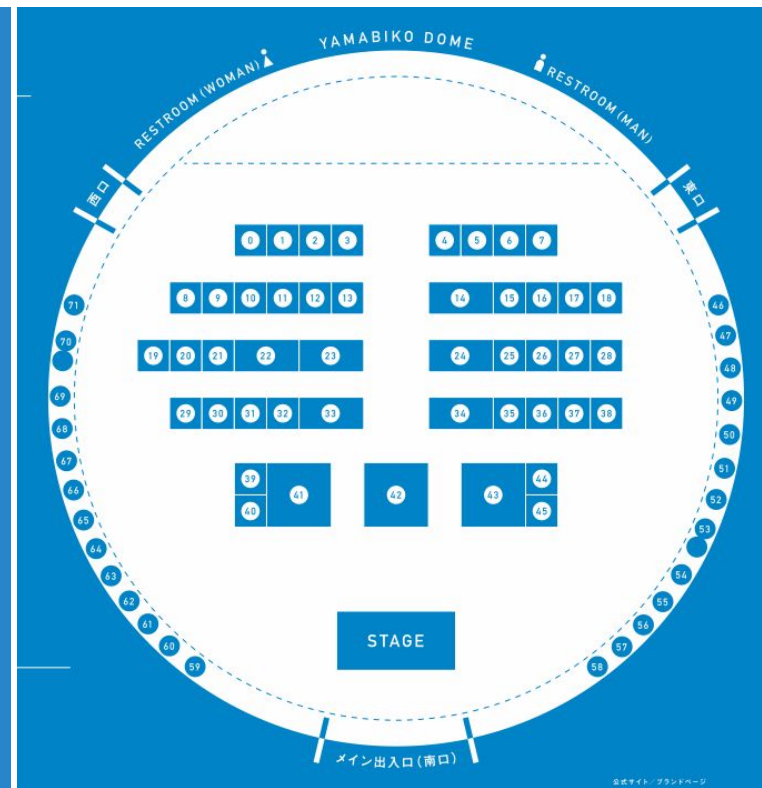
食材にこだわり、美味しさが詰まったフードやドリンクを提供する長野県内の素晴らしい店舗が集合しました。やまびこドームでの1日を満たすお食事を是非どうぞ！

9.【参考】2024年度会場計画/出展ブース

会場全体計画



ドーム内



大ブース 10m×10m | 中ブース 10m×5m

小ブース 5m×5m | ミニブース 2m×2m

10. イベントまでのスケジュール

	出展申し込み・ご請求	広報・宣伝	入場券
6月	6/12～ 一般公募開始	出展者情報解禁 第1弾 6/中下旬	
7月	7/21 公募終了、選抜開始 → 出展メーカー決定後ご請求開始	出展者情報解禁 第2弾 7/中下旬 出展決定順で公式サイトの掲載ページ用テキスト・写真をご依頼	7/下旬前売りチケット販売開始予定
8月	8/中旬～出展料入金×切	FOOD&DRINK出店社情報解禁 8/中旬 出展者情報解禁 第3弾 8/中下旬	
9月	9/中旬 出展説明会@オンライン 9/下旬 バス・車両証発送予定		
10月	ALPS OUTDOOR SUMMIT 2025 開催 10/4(土)～ 10/5(日)		
11月	11/下旬 備品代入金×切		

10. 出展メニュー

	大ブース	中ブース	小ブース	ミニブース	屋外ブース	屋外飲食ブース
サイズ	10m×10m (100㎡)	10m×5m (50㎡)	5m×5m (25㎡)	2m×2m (4㎡)	10m×10m (100㎡)	キッチンカー1台 or テント
出展料 2日間/税込	350,000円(税込)	250,000円(税込)	150,000円(税込)	50,000円(税込)	200,000円(税込)	55,000円(税込)
ブース仕様	土間渡し 床面／砂入り人工芝 備品・電源等なし	土間渡し 床面／砂入り人工芝 備品・電源等なし	土間渡し 床面／砂入り人工芝 備品・電源等なし	土間渡し 床面／コンクリート 備品・電源等なし	土間渡し 床面／芝生または インターロッキング 備品・電源等なし	土間渡し 備品・電源等なし
出展者ID 招待券/駐車券	20枚 20枚 常時駐車 1台分	15枚 15枚 常時駐車 1台分	10枚 10枚 常時駐車 1台分	2枚 2枚 無し	最低2枚 最低2枚 常時駐車 1台分	別途概要参照
広報露出 ステージPR枠	公式サイト・SNS紹介 印刷物等へのロゴ掲載 PR枠 権利あり	公式サイト・SNS紹介 印刷物等へのロゴ掲載 PR枠 有料オプション	公式サイト・SNS紹介 印刷物等へのロゴ掲載 PR枠 有料オプション	公式サイト・SNS紹介 印刷物等へのロゴ掲載 PR枠 無し	公式サイト・SNS紹介 印刷物等へのロゴ掲載 PR枠 有料オプション	公式サイト・SNS紹介 印刷物等での写真等掲載
備考	火気使用NG 飲食提供NG	火気使用NG 飲食提供NG	火気使用NG 飲食提供NG	火気使用NG 飲食提供NG	火気使用NG 飲食提供OK ※飲食メインの場合は飲食出店	別途概要参照

※環境に配慮して例年ブースに設置して頂いていたOS制作のポスターは廃止と致します。

※車両メーカーは屋外ブース展示のみと致します。

※上記に記載なき事項や委細などは、出展事務局までご相談ください。

尚、ブース造作・運営に関わる備品・費用等は各出展者様にてご手配いただくか、事務局(ながのアド・ビューロ)にて別途ご相談ください。

※レンタル備品のアイテムや申し込み方法等は、出展者が決定した段階で改めてご案内いたします。

▶プラス屋外展示(ドーム内/小ブース以上の出展メーカーに限る)→次のページにエリア記載



◆料金	50,000円(税込)
◆サイズ/場所	5m×5m(25㎡) 東管理棟前エリア、親水(噴水)広場周辺
◆仕様	土間渡し(備品・電源等無し)、床面/芝生またはインターロッキング

▶ステージプレゼンテーション枠(5枠)



◆料金	50,000円(税込)
◆時間	・イベント開催中のステージでPRプレゼンテーションが可能です。 ・持ち時間=30分 曜日選択可能
◆使用機材	プロジェクター、モニター

▶プラス屋外展示エリア (黄色部分)



▶パッケージブースについて

標準は土間渡し(床面: 砂入り人工芝)となります。パッケージブース(オリジナル装飾)のご相談は、出展事務局(ながのアド・ビューロ)までご連絡下さい。

▶有料のレンタル備品・設備について

レンタル備品、アルバイトスタッフ等が必要な場合は、出展事務局(ながのアド・ビューロ)までご連絡下さい。

12. 出展条件

◆アウトドアメーカーであること。(小売業NG、輸入代理店OK)

◆クラフトマンシップに溢れたギアを創っていること。

※内容によって出展をお断りする場合もございます。

お申込み方法

◆「2025年 出展申込フォーム」にご記入いただきお申込み下さい。

◆お申込み〆切 7月21日(月)23:59まで

◆イベントの目的と合致しているか審査がございます。出展の可否は 7月29日(火)までにご連絡致します。

13. 出展に関する注意事項

- ❑ ブースの配置は、主催・事務局にて配置、決定させていただきます。
- ❑ ブースの運営は必ず2日間行って下さい。会期中にブースを閉じたりスタッフが滞在しないような状況はお控え下さい。
- ❑ 来場者とのトラブルを避けるため、早期完売とならないよう商品数の準備をお願い致します。一般客が入る4日、5日のどちらかしか販売しない商品については、事前の告知をお願い致します。
- ❑ ブース装飾・展示物の高さにつきまして、パーテーション及び展示用パネルは3m以下、屋根及び天井を設ける工作物は3m以上7m以下の高さとしてください。(屋根及び天井の大きさは50㎡以下としてください)
- ❑ バルーン(浮遊装飾物)の設置を希望される出展者様は、不確定な場合でも必ず2025年8月中にお知らせください。
- ❑ 電源について
電力配分はございませんのでご注意ください。ドーム内での発動発電機(燃料式)などの使用はできません。
必要な場合は大容量ポータブルバッテリー等を持ち込むか、レンタル備品からお申し込みください。
- ❑ 音量について
・スピーカーはブースの内側に向けていただくなど、他の出展者様に迷惑がかからない範囲でご使用下さい。
大音量での使用など、他の出展者様に迷惑がかかる場合と事務局が判断した場合には使用を中止させていただきます。
・風船、無人航空機(ドローンなど)を飛行・操作することは、屋内屋外共に禁止となっております。
※ブース内にステージの設置をご希望の場合は事務局へご相談ください。

13. 出展に関する注意事項

- ❑ ブースでのフード・ドリンクの販売、ならびにサンプリングは禁止致します。
- ❑ 布製素材の仕様について
ブース施工や装飾品として、カーテン、暗幕懸垂幕、絨毯、カーペット、人工芝等の床敷物・ラグを使用する場合には、防災処理をした防災物品を使用してください。また必ず防災シールを貼ってください。
※テーブルに敷く装飾布についてはその限りではありません。
- ❑ 展示車両について
展示車両におけるタンク内の燃料は必要最低限としてください。
スペース内に2台の車両を展示する場合には、車両と車両の間を2m以上あけて展示してください。
※搬入出以外でエンジンをかけることは禁止致します。
- ❑ ドーム内に動物(介助犬を除く)及びペット類の持ち込みは出展者、一般入場者共に禁止となります。
- ❑ ドーム内は火気取り扱いは禁止です。また、指定の場所以外での喫煙も禁止です。

※詳細な出展レギュレーションに関しては、出展説明会にてご案内致します。
記載内容から変更が出た場合、事務局よりお伝え致します。

14. 出展に関する規約

ALPS OUTDOOR SUMMIT2025出展規約

一般社団法人 ALPS OUTDOOR SUMMIT(以下、「AOS事務局」という)は、AOS事務局が「ALPS OUTDOOR SUMMIT2025」の名称で開催する展示会(以下、「本展示会」という)の出展規約(以下、「本規約」という)を以下の通り定める。

第1条(定義)

1. 「出展者」とは、本展示会に出展を希望する法人、団体、個人事業主等の事業者のうち、AOS事務局により出展を承諾された者をいう。
2. 「出展小間」とは、本展示会においてAOS事務局より出展者に割り当てられた小間をいう。
3. 「出展物」とは、出展者が本展示会において出展する商品またはサービスをいう。

第2条(本規約の適用および変更)

1. 本展示会のためAOS事務局が別途提示する規定、特約等(以下、「諸規定」という)は、本規約の一部を構成する。
2. AOS事務局は、本展示会の運営に必要な場合は出展者に対して指示を行なうことができるものとし、出展者はこれに従うものとする。また本規約に定めなき事項、または本規約に疑義が生じた場合は、出展者は、AOS事務局の決定に従うものとする。

第3条(申込)

1. 本展示会の出展希望者は、本規約を承認した上で出展契約の申込を行うものとする。AOS事務局が契約書への押印を行なった時点で、出展契約が成立する。
2. 出展手続きは、出展者自身の責任において行うものとする。出展者が他の事業者と共同出展を行う場合も、出展手続きは出展者の責任において行うものとする。
3. AOS事務局は、本展示会の出展申込を行った出展希望者が以下のいずれかに該当している場合、当該申込を承諾しない、または出展者としてAOS事務局から承諾を受けた後にその承諾を取消する場合がある。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記等があった場合。
- (2) 過去に出展を取り消されたことがある場合。
- (3) 出展希望者または出展者が暴力団、暴力団員等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)である場合、反社会的勢力との関与がある場合、またはそれらが合理的に判断できる場合。
- (4) 出展希望者または出展者または出展者による出展が本展示会の開催趣旨に反する恐れがある場合。
- (5) 出展希望者または出展者が公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある場合。
- (6) 出展希望者または出展者が他の出展者に不都合を生じさせる恐れがある場合。

14. 出展に関する規約

- (7)出展希望者または出展者が本展示会において使用する建物または設備に損害を与える恐れがある場合。
- (8)出展契約書の記載事項に変更が生じ、当該変更についてAOS事務局の承諾を得られない場合。
- (9)本展示会の展示会場において知的財産権を侵害する展示物(模倣品)を展示し、または本展示会に関するか否かにかかわらず知的財産権を侵害する物品の輸入・販売等の実施をした、もしくはしていた場合。
- (10)AOS事務局が指定する期日までに、出展者による所定の金融機関への出展料金の振込が確認されない場合。
- (11)食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められる場合。
- (12)出展者に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する法的倒産手続開始の申立てがなされたとき、支払の停止もしくは銀行取引停止処分がなされたとき、または、出展者の重要な資産につき滞納処分による差押え、仮差押え、保全処分、競売手続の開始その他の強制執行手続もしくは担保権実行手続が開始されたとき。
- (13) その他AOS事務局が出展者として不適切と判断した場合。

第4条(出展料金)

- 1. 出展者は、本展示会の出展契約成立後にAOS事務局が発行する請求書に基づき、当該請求書に記載された期日までに、出展料金をAOS事務局の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。
- 2. 指定された期日までに出展料金が支払われなかった場合、AOS事務局は、出展資格の取消および出展契約の解除、並びに出展者に対しその損害の請求を行なうことができるものとする。

第5条(変更・取消)

- 1. 出展者は、出展契約成立後に出展の変更または取消をすることはできない。
- 2. 前項にかかわらず、AOS事務局がやむを得ないと判断した場合、変更または取消を認める場合、出展者は、次に定める取消料を負担するものとする。

2025年8月8日ー15日のキャンセル 出展料金(消費税込)の50%

2025年8月31日以降のキャンセル 出展料金(消費税込)の100%

- 3. 第3条第3項のいずれかに出展者が該当するとAOS事務局が判断した場合、AOS事務局は、出展資格の取消および出展契約の解除を行なうことができるものとする。
- 4. 出展者による出展小間数の変更、取消または辞退によって出展者に費用または損害が発生したとしても、AOS事務局はかかる費用または損害について一切の責任を負わない。

14. 出展に関する規約

第6条(出展小間)

1. 出展小間の位置は、AOS事務局裁量により決定の上で通知する。出展小間の位置を通知した後でも、AOS事務局は、必要に応じて出展小間の位置を変更する場合がある。
2. 出展者は、出展小間の位置に対する不服を理由として出展の取消をすることはできない。また出展者は、出展小間を出展者以外の第三者に転貸、売買、交換または譲渡することはできない。

第7条(出展)

1. 出展物は、出展者の募集パンフレットにおいて事前に定めた出展対象の範囲に限られるものとする。AOS事務局が出展対象に含まれないと判断した場合には、該当する商品またはサービスを出展することはできない。
2. 出展者は、AOS事務局が定める規程、基準等に従い、自らの費用と責任において、出展小間内の造作、装飾、設置、展示、宣伝、営業等の出展に関する一切の活動(以下、あわせて「出展活動」という)および出展物の搬入出を行なう。
3. 出展者は、自らの出展小間内に限り出展活動を行なうことができるものとし、出展小間の敷地を超えて出展活動を行なうことはできない。また、出展小間近辺の通路において混雑が発生することのないよう最大限努めなければならない。
4. 出展者は、安全および消防に関する法規等本展示会に適用される法規を遵守し、通路および緊急避難口を確保するため、人や物体等でこれらを塞いではならない。
5. 出展者は、あらかじめ定められた時間外に出展活動、出展物の搬入出や移動等を行ってはならず、またAOS事務局の事前の承諾を得ることなく本展示会の開催期間中に出展を終了し撤去等の作業を行なうことはできない。
6. 出展者による出展物または造作物、装飾物、設置物等において本展示会の適切な運営、円滑な運営または安全な運営の点から何らかの問題があるとAOS事務局が判断した場合、AOS事務局は出展者に対して、出展者の費用負担により、問題の対象となる行為の制限または禁止ならびに出展物または造作物、装飾物、設置物等の撤去を行なうことを指示することができるものとし、出展者はかかる指示に従わなければならない。AOS事務局の指示に基づいて出展者がかかる制限、禁止または撤去を行った場合であっても、AOS事務局は出展者に対し、損害の賠償を含むいかなる責任も負わないものとする。
7. 本展示会における写真や映像の撮影、音声等の録音その他の記録(以下、「記録等」という)はAOS事務局のみが行なうことができる。出展者はAOS事務局の事前の許諾なしに本展示会について記録等を行なってはならない。
8. 本展示会出展のために日本国への入国手続きその他の手続きを必要とする場合、出展者は、出展者自身の費用と責任においてかかる全ての手続きを行うものとする。何らかの理由により入国手続きその他の手続きにおいて入国できない等の事由が発生したことに起因して出展契約を解約する場合は、第5条第2項の定めが適用される。
9. 出展者が他の事業者(以下、「共同出展者」という)と共同で出展を行う場合、出展者は事前にAOS事務局の承諾を得るものとする。この場合、出展者は、共同出展者に本規約を遵守させるとともに、共同出展者の一切の行為について責任を負うものとする。

14. 出展に関する規約

第8条(提供を受けた個人情報の取り扱いについて)

1. 出展者は、出展手続において提供した以下の情報について、AOS事務局が次項の定める範囲で使用することを許諾することに同意する。

(1) 出展者情報 会社名、部署、住所、電話番号、URL、ロゴマーク等の会社概要

(2) 出展情報 出展物紹介、出展および出展物の写真、出展物のロゴマーク、講演者情報等

2. AOS事務局は、前項に定める出展者の情報を、本展示会またはAOS事務局のウェブサイト、および本展示会に関わる各種印刷物や広告、メルマガ、各種メディア媒体(ソーシャルメディアを含みます)において、AOS事務局の広報を目的として掲載することができるものとする。

第9条(出展者の責任)

1. 出展者は、理由のいかんにかかわらず、出展物および出展に関連する制作物等(以下、あわせて「出展関連物」という)、出展のために用いられた造作物や装飾物、設置物、出展に係る者の人身および出展者による出展活動に関して一切の責任を負うとともに、会場設備、本展示会の建造物、他の出展者の出展物または人身等において発生した出展者の責に帰すべき一切の損害について責任を負わなければならない。

2. 出展者は、出展の内容および出展関連物が法令等に違反しないことおよび知的財産権をはじめとする第三者の権利を侵害するものでないことを保証しなければならない。万が一出展の内容または出展関連物に関して、第三者より法令等の違反、権利侵害等の主張が行なわれた場合、出展者は自らの費用と責任においてかかる主張に基づく紛争を解決しAOS事務局を免責するものとし、かかる紛争によってAOS事務局、他の出展者または第三者に発生した一切の費用および損害を補償するものとする。また、出展物が知的財産権をはじめとする第三者の権利を侵害しているおそれがあるとAOS事務局が判断した場合、AOS事務局は、該当する出展物の出展を終了させることができるものとするが、かかる出展の終了に関して、AOS事務局はいかなる責任も負わない。

3. 出展者は、前項に定めるほか、出展者の責に帰すべき事由により発生した訴訟等を含む一切の紛争について、出展者の費用と責任においてかかる紛争を解決しAOS事務局を免責するとともに、AOS事務局または第三者に発生した一切の費用および損害を賠償するものとする。

4. 出展者は本展示会の会期終了後、ただちに、自らの費用をもって、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、別途「出展者マニュアル」に定める時間までに出展スペースを原状に回復し、AOS事務局に返還(以下これらの行為をあわせて「原状回復」という)しなければならない。出展者が原状回復をしなかったときは、AOS事務局は、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件の所有権を出展者が放棄したものとみなし、これを任意に処分して、原状回復をすることができる。この場合にかかる一切の費用は出展者の負担となる。これについて、出展者はAOS事務局に対して、一切の請求、異議の申立て等はいできない。

14. 出展に関する規約

第10条(AOS事務局の責任)

1. AOS事務局は、AOS事務局が合理的と信じる基準に基づき本展示会を運営し、展示会場の管理および保全について事故防止に最大の注意を払わなければならない。また、出展社、出展関係者、来場者等の本展示会の参加者について、本展示会の円滑な運営および安全の確保等の観点から、特定の参加者に関して入場を制限または拒否することができるものとする。
2. AOS事務局は、AOS事務局が本展示会のために作成した印刷物、ウェブサイト等において誤字、脱字、誤植等(以下、あわせて「誤植等」という)が生じた場合でも、当該誤植等に関してはいかなる責任も負わないものとします。
3. AOS事務局は、出展関連物、出展のために用いられた造作物や装飾物、設置物、出展社の出展に関係する者の人身および出展者による出展活動に関して発生した損失または損害について、原因または理由のいかんを問わず責任を負わないものとする。
4. AOS事務局は、AOS事務局の責に帰すべき事由によって直接かつ現実に発生した損害に限って責任を負うものとする。AOS事務局の損害賠償責任は出展料金を上限とし、それを超える額については免責されるものとする。また、AOS事務局は、直接かつ現実に発生した損害以外の損害(間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むが、これらには限定されない。)については、いかなる責任も負わない。

第11条(本展示会の中止または中断)

1. 本展示会の全部または一部が、次項に定める不可抗力事由により、開催または継続が不能または困難であるとAOS事務局が判断した場合、AOS事務局は本展示会の開催を中止または中断する場合がある。この場合、AOS事務局は、本展示会の開催が中止または中断された期間に応じて、出展料金を日割り計算により返還する場合がある。
2. 前項に定める不可抗力事由とは、台風・洪水・風害・地震等の天災、疫病・火災・その他の事故または事件、テロ行為、公敵による行為、暴動または内乱、ストライキその他の労働争議、適切な輸送設備の欠乏、国および地方公共団体等の法的規制決定が行なわれた場合をいうが、これらに限られない。
3. 第1項に基づき本展示会の開催を中止または中断されたことによって出展者に損害が発生した場合であっても、AOS事務局はかかる損害についていかなる責任も負わない。

第12条(一般条項)

1. 本規約の準拠法は日本法とする。
2. 本展示会および本規約に関して、出展者とAOS事務局との間に、訴訟の必要が生じた場合は、長野地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(2025年3月26日 第1版 制定)

14. 出展に関する規約

キャンセルについて

2025年8月8日(金)以降の出展・オプションの取りやめ、小間数の減少についてはキャンセル料が発生します。

2025年8月8日(金)～2025年8月15日(金)の期間に書面にてキャンセル →出展料の50%

2025年8月31日(日)以降 →出展料の100%

- ・本イベントが緊急事態宣言でもリアル開催する場合に限り、出展キャンセル・小間数の減少については、出展料を満額返金致します。
その他、制作費、交通費、宿泊費、諸経費に関しては主催社では負担致しません。
- ・海外口座からご入金の場合は、TAX+受け取り手数料負担分として、ご請求金額より15%を加算した額にてご請求させていただきます。

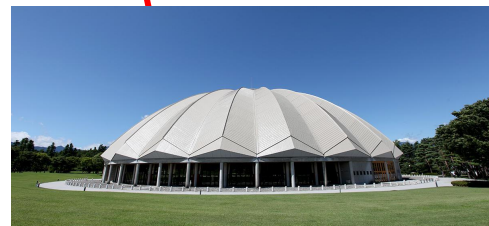
15. 会場情報



信州松本空港及びJR松本駅よりAOS関係者シャトルバスあり。
運行時間は後日発表。



- 【関係者駐車場】
- ・第8号駐車場 89台
 - ・第8号B駐車場 51台
 - ・第9号駐車場 36台
 - ・第10号駐車場 107台



出展に関するお問い合わせは、下記メールアドレス宛または公式サイトのお問い合わせフォームよりお願いいたします。



info@alpsoutdoorsummit.jp



問い合わせフォーム(公式サイト)
<https://alpsoutdoorsummit.jp/contact/>



◆出展諸条件(出展料金、サイズ、エリア等)については下記担当者がご対応します。

担当窓口① 松元麻希、AOS理事 村田実樹

◆出展コマの仕様・会場設営・備品関係・運営関係については下記担当者がご対応します。

担当窓口② ながのアド・ビューロ 小林大